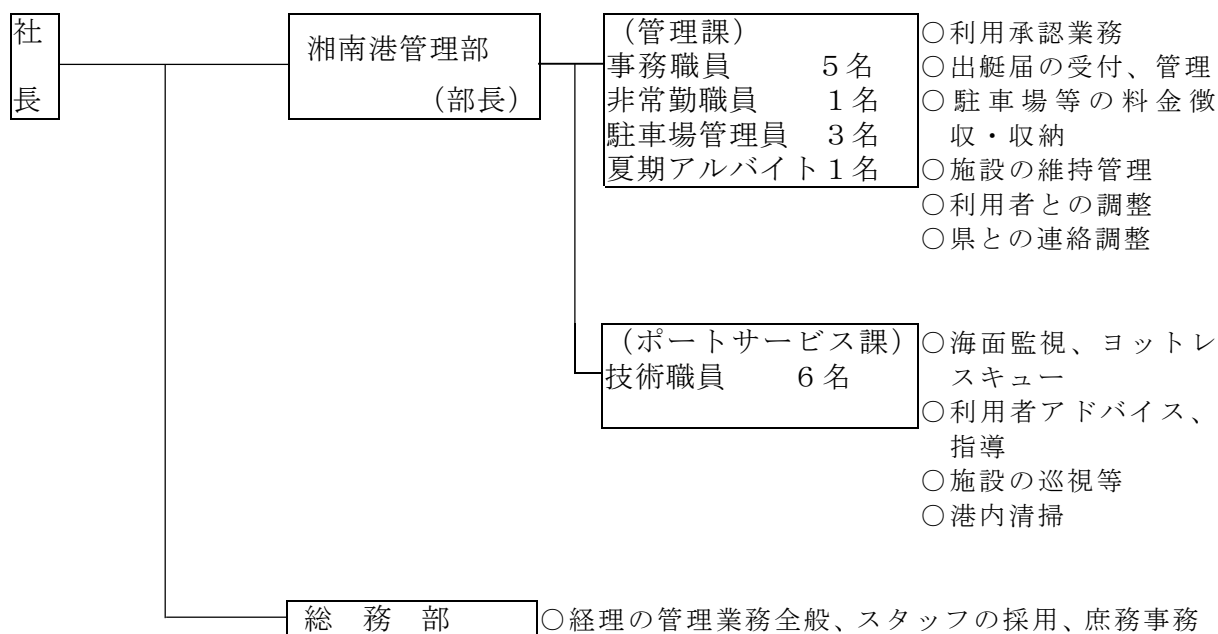


現指定管理者の業務実施体制・運営状況

1 組織体制図



※ 令和4年3月現在

2 人員配置表

	事務職員	技術職員	駐車場管理員	計
平日	4～5名	4～5名	1名	9～15名
土日祝日 夏季	5～6名	5～6名	2名	13～17名

※ 時期によって異なる場合があります。

3 運営状況

(1) 利用の事務を行わない日

ア 火曜日（4月29日から5月5日まで及び6月1日から8月31日までの間を除く。）。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日が火曜日に当たるときは、水曜日とする。

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

ウ 5月6日以降の最初の水曜日

(2) 施設の開所・開場時間

港湾管理事務所の 開所時間 ヨットハーバー施 設の開場時間	ア 4月29日から5月5日ま での日	午前7時30分から午後7時まで
	イ 5月6日から6月30日ま での間の土曜日、日曜日、 国民の祝日等	
	ウ 7月1日から8月31日ま での日	
	上記以外	午前8時から午後6時まで
港湾管理事務所の 窓口受付時間	ア 4月29日から5月5日ま での日	午前8時から午後6時まで
	イ 5月6日から6月30日ま での間の土曜日、日曜日、 国民の祝日等	
	ウ 7月1日から8月31日ま での日	
	上記以外	午前8時30分から午後5時まで
会議室の開所時間	午前9時から午後10時まで	
臨港道路附属駐車 場の開場時間	午前5時から午後9時30分まで（通年開場）	
防波堤・防波護岸 の開放時間	ア 4～6月、9月	午前8時30分から午後6時まで
	イ 7、8月	午前8時30分から午後7時まで
	ウ 10月～3月	午前8時30分から午後5時まで

※ ヨットハーバー施設の開場時間及び防波堤・防波護岸の開放時間は、指定管理者が県と協議のうえ定めるものとします。

※ ヨットハーバー施設の開場時間外における立入希望者及び係留施設内での宿泊希望者に対しては、届出書を提出させることにより対応しています。